

平成24年（1月～12月）法的措置一覧

平成24年12月19日現在

一連 番号	事件 番号	件 名	内 容	違反法条	措置年月日
1	24 (措) 1	トヨタ自動車(株)等 が発注する自動車 用ワイヤーハーネ ス及び同関連製品 の見積り合わせの 参加業者に対する 件	自動車メーカー発注の自動車用ワイヤーハーネス及び同関連製 品について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注 できるようにしていた。	3条後段	H24. 1. 19
2	24 (措) 2	ダイハツ工業(株)が 発注する自動車用 ワイヤーハーネス の見積り合わせの 参加業者に対する 件		3条後段	H24. 1. 19
3	24 (措) 3	本田技研工業(株)が 発注する自動車用 ワイヤーハーネス 及び同関連製品の 見積り合わせの参 加業者に対する件		3条後段	H24. 1. 19
4	24 (措) 4	日産自動車(株)等が 発注する自動車用 ワイヤーハーネス 及び同関連製品の 見積り合わせの参 加業者に対する件		3条後段	H24. 1. 19
5	24 (措) 5	富士重工業(株)が発 注する自動車用ワ イヤーハーネス及 び同関連製品の 見積り合わせの参 加業者に対する件		3条後段	H24. 1. 19
6	24 (措) 6	(株)エディオンに対 する件	継続的な取引関係にある納入業者のうち取引上の地位が自社に 対して劣っている者（以下「特定納入業者」という。）に対し、 搬出若しくは搬入又は店作りであって当該特定納入業者の従業員 等が有する販売に関する技術又は能力を要しないものを行わせる ため、あらかじめ当該特定納入業者との間でその従業員等の派遣 の条件について合意することなく、かつ、派遣のために通常必要 な費用を自社が負担することなく、当該特定納入業者の従業員等 を派遣させていた。	19条（2条 9項5号）	H24. 2. 16
7	24 (措) 7	アディダスジャパ ン(株)に対する件	イージートーンと称するシューズの販売に関し、遅くとも平成 22年3月下旬以降、自ら又は取引先卸売業者を通じて、小売業者に ① イージートーンのうち平成22年10月以前に発売したモデル を、アディダスジャパンの定めた値引き限度価格以上の価格で ② イージートーンのうち平成22年11月以降に発売したモデル を、アディダスジャパンの定めた本体価格どおりの価格で それぞれ販売するようにさせていた。	19条（2条 9項4号）	H24. 3. 2
8	24 (措) 8	E P Sブロックの 製造業者及び販売 業者に対する件	建設業者に販売するE P Sブロックについて、共同して、受注 予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	3条後段	H24. 9. 24
9	24 (措) 9	国土交通省四国地 方整備局土佐国道 事務所が発注する 一般土木工事の入 札参加業者に対す る件	国土交通省が四国地方整備局土佐国道事務所において発注する 一般土木工事について、共同して、受注予定者を決定し、受注予 定者が受注できるようにしていた。	3条後段	H24. 10. 17

一連 番号	事件 番号	件 名	内 容	違反法条	措置年月日
10	24 (措) 10	国土交通省四国地方整備局高知河川国道事務所が発注する一般土木工事の入札参加者に対する件	国土交通省が四国地方整備局高知河川国道事務所において発注する一般土木工事について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	3条後段	H24. 10. 17
11	24 (措) 11	国土交通省四国地方整備局高知港湾・空港整備事務所が発注する港湾土木工事の入札参加者に対する件	国土交通省が四国地方整備局高知港湾・空港整備事務所において発注する港湾土木工事について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	3条後段	H24. 10. 17
12	24 (措) 12	高知県が発注する土木一式工事の入札参加者に対する件	高知県が発注する土木一式工事について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	3条後段	H24. 10. 17
13	24 (措) 13	本田技研工業㈱が発注する自動車用オルタネータの見積り合わせの参加者に対する件	自動車メーカー発注の自動車用オルタネータについて、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	3条後段	H24. 11. 22
14	24 (措) 14	スズキ㈱が発注する自動車用オルタネータの見積り合わせの参加者に対する件		3条後段	H24. 11. 22
15	24 (措) 15	本田技研工業㈱が発注する自動車用スタータの見積り合わせの参加者に対する件	自動車メーカー発注の自動車用スタータについて、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	3条後段	H24. 11. 22
16	24 (措) 16	スズキ㈱が発注する自動車用スタータの見積り合わせの参加者に対する件		3条後段	H24. 11. 22
17	24 (措) 17	スズキ㈱が発注する自動車用ワイパシステムの見積り合わせの参加者に対する件	自動車メーカー発注の自動車用ワイパシステムについて、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	3条後段	H24. 11. 22
18	24 (措) 18	日産自動車㈱等が発注する自動車用ワイパシステムの見積り合わせの参加者に対する件		3条後段	H24. 11. 22
19	24 (措) 19	富士重工業㈱が発注する自動車用ワイパシステムの見積り合わせの参加者に対する件		3条後段	H24. 11. 22
20	24 (措) 20	本田技研工業㈱が発注する自動車用ラジエータ及び電動ファンの見積り合わせの参加者に対する件	自動車メーカー発注の自動車用ラジエータ及び電動ファンについて、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	3条後段	H24. 11. 22
21	24 (措) 21	富士重工業㈱が発注する自動車用ラジエータ及び電動ファンの見積り合わせの参加者に対する件		3条後段	H24. 11. 22